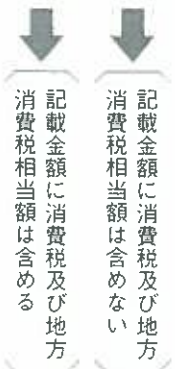


消費税等の額が区分記載された契約書等に係る印紙税

山口 昇 税理士

消費税及び地方消費税相当額が	文書の種類	
	号別	文書の種類
区分記載されている場合	第1号文書	不動産の譲渡等に関する契約書
	第2号文書	請負に関する契約書
	第17号文書	金銭または有価証券の受取書
区分記載されていない場合		



具体的には、左表の課税文書を作成する場合において、印紙税に差が生じることがあります。

A

(1) 従来の取り扱い
消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」という。）の課税対象取引に当たって印紙税の課税文書を作成する場合には、消費税額等が区分記載されているときは、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととされています。

Q

私は新潟県内で住宅の請負工事を行う有限会社です。本年四月から消費税等を含んだ総額の表示方式がスタートしましたが、この改正と合わせて印紙税の取り扱いが一部改正されたと聞きました。その内容について、お教えいただければ幸いです。

(2) 改正内容

先の説明のように、従来から印紙税法に規定する「記載金額」の取り扱いとして、契約書や領収書に消費税額等の金額については、印紙税法上の記載金額に含めない取り扱いが通達によりなされていましたが、今回、「総額表示方式」が採用されることに連動して、一部通達の見直しが行われました。

その内容は、契約書や領収書等に消費税額等が明記されている場合の従来の取り扱い規定を踏襲しつつ、消費税額等が明記されていないものの、取引総額（税込価格）とともに、いわゆる税抜価格とが併記されている場合の事例を追加するなどして、その取り扱いを明確にした点です。

具体的には、次のケースの場合も、消費税額等を含めないところで、印紙税法でい

金銭の受取書（領収書）の場合の具体的事例

具体的な表示形態	印紙税法上の記載金額	印紙税
1 31,290円	31,290円	200円
2 31,290円（税込み）	31,290円	200円
3 31,290円 （消費税額等5%を含む）	31,290円	200円
4 31,290円 （税抜価格29,800円）	29,800円	印紙不要
5 31,290円 （うち消費税額等1,490円）	29,800円	印紙不要
6 31,290円 （税抜価格29,800円、消費税額等1,490円）	29,800円	印紙不要

※第17号文書（金銭または有価証券の受取書）は、記載金額が30,000円未満の場合には、非課税文書のため印紙は不要

(3) 区分記載の有無の判断

具体的には第17号の1文書（売上代金の金銭または有価証券の受取書）の場合において、例示すれば左表のとおりとなります。

・税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合

請負金額 1,050万円
税抜価格 1,000万円

(注)「税込価格および税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである」とは、その取引に係る消費税額等を含む金額と消費税額等を含まない金額の両方を具体的に記載していることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が容易に計算できることをいう。

う消費税額等が区分記載されていることになりまし

(4) 消費税額等の金額のみが記載された領収書

一つの取引に係る代金を分割して受領する場合に、消費税額等の金額を当初に、または最後に受領することとしている場合などにおいて、消費税額等の金額のみが記載された領収書が作成される場合の取り扱い、下表のとおりとなります。

消費税額等の金額が	30,000円未満…非課税
	30,000円以上…記載金額のない領収書(第17号の2文書)となり、記載された金額にかかわらず印紙税額は200円。

(5) 手形金額と印紙税
商品の購入代金を支払うために、第3号文書となる「約束手形」を振り出す場合に、消費税額等の金額を区分して記載した場合であっても、消費税額等の金額を含めて印紙税法上の記載金額となります。

これは、手形金額について消費税額等の金額を区分記載したとしても、その手形の最初の振り出し原因にかかわらず、消費税額等の金額を含めた総額が手形債権として確立することとなるため、消費税額等の金額を区分して記載した場合であっても、消費税額等の金額を含めて記載金額とされま

(6) 免税業者が作成する領収書

免税事業者が領収書を作成するに当たって消費税額等の金額を区分して記載したとしても、その金額は消費税法による課されるべき消費税額等の金額ではないこととなるため、印紙税法上の取り扱いにおいては、記載金額から除かれることにはならないこととなります。

(7) 一括値引きの場合

第1号文書、第2号文書の契約書及び第3号文書の受領書について、一括して値引きした後の金額(契約金額や受取金額となる税込価格)に係る消費税額等の金額が区分記載されている場合には、その一括値引

第2号文書(請負に関する契約書)

(例1)

請負金額	5,000,000円
消費税額等	250,000円
計	5,250,000円
値引	-100,000円
差引請負金額	5,150,000円
(うち消費税額等)	245,238円)

↓
値引き後の請負金額(差引請負金額5,150,000円)に含まれる消費税額等の具体的な金額(245,238円)が区分記載されているため、消費税額等の金額を除いた残額(4,904,762円)が記載金額となる。

(例2)

請負金額	5,000,000円
消費税額等	250,000円
計	5,250,000円
値引	-100,000円
差引請負金額	5,150,000円

↓
値引き前の請負金額5,000,000円に係る消費税額等250,000円が区分記載されているが、税込価格5,250,000円からの一括値引きした後の請負金額(差引請負金額5,150,000円)が記載されているのみで、これに含まれる消費税額等の具体的な金額が区分記載されていないので、差引請負金額(5,150,000円)が記載金額となる。

き後の金額から消費税額等の金額を控除した残額が記載金額となります。

なお、消費税額等の金額が区分記載されていない場合には、その一括値引後の金額が記載金額となります。

(注)平成九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成された不動産の譲渡等に関する契約書または請負に関する契約書(建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。)のうち、これらの契約書に記載された契約金額が一〇〇万円を超えるものについては、印紙税の軽減措置が講じられていないので、注意が必要です。